

平成21年度 第2回労使間意見交換会

(開催要領)

1. 開催日時：平成21年(2009年)10月30日(金)10:00~12:00

2. 場 所：農林水産省6階共用会議室(北602)

3. 出席者：

農林水産省	今城健晴	秘書課長
同	高橋 洋	文書課長
同	柄澤 彰	予算課長
同	岡田憲和	地方課長
同	山口英彰	大臣官房参事官
同	今井良伸	統計部管理課長
同	梶島達也	総合食料局総務課長
同	枝元真徹	農村振興局総務課長
同	依田 學	秘書課調査官
全農林労働組合中央本部	柴山好憲	書記長
同	岡本吉洋	財政局長
同	石原富雄	調査交渉部長
同	原子秀夫	調査交渉部長
同	森下和哉	組織教宣部長

(議事次第)

1. 開会
2. 資料説明
3. 意見交換
4. 閉会

農林水産省提出資料

- 平成22年度農林水産概算要求の概要(未定稿)
(平成21年10月 農林水産省)
- 平成22年度定員要求総括表
- 平成22年度組織・定員要求の主要事項について
(平成21年10月 農林水産省)

(概要)

(依田秘書課調査官)ただ今から去る7月16日に労使間で取りまとめた基本方針に基づき「労使間意見交換会」を始める。本日、司会進行役を務める

秘書課調査官の依田である。まず、秘書課長から一言挨拶をお願いする。

(今城秘書課長) 8月26日(水)の第1回目の開催に続き、第2回目になる。この間政権交代もあり大臣も交代されたが、引き続き7月の労使間の話し合いの下で決定した「新たな労使関係の構築に関する基本方針」に即し、職員全体が国民全体の奉仕者として健全な労使関係の構築に向けて今後とも労使ともに不断の努力をして行く必要がある。本日は、10月15日に要求・要望を行った平成22年度の予算概算要求と組織・定員要求を議題として、基本方針に基づく労使間意見交換会を開催することとした。組織・定員については、形式上、8月末にできていたが確定していなかった。最初に断っておくが、要求しているが査定作業がありお話できることに自ずと限界があることを御理解いただきたい。また、査定部局と協議事項など非公表とすべき議事もあるので、会議運営規則の一部改正をした方がいいと考えるので、調査官から後程説明させる。前回と同様率直な意見をいただければと思う。よろしく願います。

(依田秘書課調査官) これから2時間ほど時間を作って意見交換を行う。前半は予算概算要求について、後半は組織定員要求について意見交換を行う。今、課長から説明があったが、8月の第1回目で運営規則を決め、資料は場合によっては非公表とできることとしたが、議事を非公表とする規定は整備されていなかった。今回予算要求や組織定員の要求といった査定省庁と協議・調整をしている段階で、議事を公表することが支障を生ずるおそれがあるので、お手元の労使間意見交換会運営規則の情報公開法的意思決定過程における非開示事由の条文を引用して、議事の一部についても秘書課長の判断で、この会議に諮った上で、非公表にすることができるよう規則の一部を修正したいと思う。特段異論はないか。

(全員) 異論なし。

(依田秘書課調査官) では、本日この会議からこの運営規則で行っていきたい。

(今城秘書課長) 今、規則の修正の了承をいただいたことを踏まえ、本日の議事には査定機関などとの協議に関する事項が含まれ規則第2条第3項に掲げるおそれがある部分もあり得る。このような事項は、運営規則に沿って非

公開とする。それから非公表となる議事の部分については、議事要旨を作成する段階で我々事務局が関係部局と調整の上決定したい。取扱いについてこれでいいか。

（柴山書記長）取扱いの部分については、公表する前に一回こちらでも中身を確認させていただきたい。

（今城秘書課長）了解。ではそういうことで。

（依田秘書課調査官）それでは第2回ということで、本日の出席者の紹介をさせていただく。まずは、職員団体側として、柴山書記長、岡本財政局長、石原調交部長（非現業担当）、原子調交部長（独法担当）、森下組織教宣部長が出席している。こちら、農林水産省側の出席者であるが、中央が今城秘書課長、左手側が柄澤予算課長、右手側が山口官房参事官。前半の予算ラウンドではこれらの関係者から御説明いただく。では、まず予算課長から説明いただく。

（柄澤予算課長）私の方から、今回10月15日に提出した予算の全体像、今後の見通しについて説明する。中心的な関心事項の戸別所得補償制度については山口参事官から説明し、公共事業については、農村振興局の総務課長から説明する。予算の全体像については、冊子があるので、まず御覧いただくとして、何にしろ9月末に官邸から再提出するよう指示があったわけで、その期限が10月15日ということで2週間強という限られた期間で、異例の要求作業だった。大臣の指示の下に副大臣、政務官の4人の御判断をいただき数字を積み上げてきた。1ページ目の総括表にもあるが、シーリングは今までのものがなくなり、今回の要求に当たっては、マニフェスト関連予算以外は前年度を下回るようにとの厳しい御指示があったので、前年度に収まるよう予算を積み上げてきた。総額は2兆4,071億円ということで、対前年度比94%、1,500億円ほどの削減となっている。その削減の対象のほとんどは公共事業であり、8,459億ということで、前年度比85%、対前年度15%の削減であるので、この部分で全体の削減の大宗を占めている。削減率については御案内のとおり国交省所管の公共事業と同水準の削減ということで対応している。非公共事業については、1兆5,612億円ということで、対前年度比99.7%であるが、この中に、「うち戸別所得補償関連事

業」といってる部分、主食米以外の新対策分、2,171億円を皆増の形で飲み込んだ形で、なお削減としている。モデル事業の本体については、別に3,447億円の皆増となっているが、これは一番上の2兆4,071億円とは別に掲げている。仮に3,447億円の部分を足し上げた場合、2兆7,518億円となるので、総額で見た場合、全体で前年度に比べて1,900億円くらい突き出ている。ただ、先程も申し上げたとおり、マニフェスト関連予算以外は前年度を下回ることを遵守するとの前提で整理している。なお、マニフェスト関連予算は、戸別所得補償だけでなく、関連事業の2,171億円も含めて、5,618億円がマニフェスト関連予算という形で財務省に登録して対外的にも説明している。それから、テクニカルな話だが、欄外に199億円という数字がある。これは、今回平成21年の補正予算を見直し、4,736億円返納した中で、いわゆる基金事業の部分に関して、平成21年度は返納しないが平成22年度以降分は返納するということなので、21年度の事業が突然22年度になくなることのないよう、そういったものについては、22年度の所要額は要求と切り離して登録するとの統一整理があることから、199億円は要求と切り離して整理している。

2ページ目の公共事業一覧の中で、農・林・水の分野ごとにメリハリをつけることは難しいという中で、御覧いただいているように災害復旧等以外はぎりぎりのところの要求額である。次のページはポイントであり、8月の時点と変わった点は、マニフェストを推進することで、戸別所得補償制度を導入し、モデル事業、関連事業について5,618億円計上している。もう一つの柱である6次産業化については、今まで各局にまたがって計上していたものを1つにまとめて138億円。それから既存予算のゼロベースでの見直し、事業の整理・統合ということで経営体育成交付金、生産・経営の農畜産業機械等リース支援事業を一本化して整理。公益法人向け補助金等については、天下り等の指摘を踏まえ、要求段階から前年度比10%削減。いわゆる箱モノ、施設費補助金については、前年度費4%ほど削減で47億円の削減。公共事業については、前年度比15%、1,493億円の削減。国交省の国直轄管理事業の県負担金を廃止する方向で要求しており、当方としても、林野・水産にない農業関係の公共事業だけの問題だが、県の負担金は廃止する

方向で整理している。既存の基金については、今後の執行見込みを踏まえた過大な残高になってないか、21年に終期が来るのにずるずる延長してないか精査を行い、その結果449億円を今般国庫に返納することになっている。4ページ目は、特別会計改革について、国有林野事業特別会計については、従来までは22年4月より一部独立行政法人及び一般会計化しようとしてきたが、政務三役の御判断として、現行の特別会計に戻して要求。保険関係の3特別会計については、農・林・水と全体を見直し、統合することで検討していたが、政務三役の御判断により、現行の3特別会計に戻して要求。食料安定供給特別会計（農業経営基盤強化勘定）については、残高を精査し、剰余金のうち138億円を一般会計に繰り入れることにしている。その他、21年度補正予算執行の見直しにより、4,763億円を国庫に返納することにした。10月2日以降さらに上積みできないかとの議論があり、副大臣折衝、大臣折衝まで行ったが、最後の最後まで当初から上積みしない形で決着した。以上、全体として、マニフェストに対応するほかゼロベースで見直したが、以前の概算要求の事業が全て倒れてしまったということではない。事業数は全体として正確に捉えずらいが、要素としては今までの考え方ものは概ね拾えている。これから先は行政刷新会議で事業の仕分け対象について概算要求からさらに見直すべきと総理からも刷新担当大臣からも言われている。刷新会議については、正直申し上げて、誰がどんな手順でやるのか我々もはっきりした情報がない。色々対象事業について報道されているが、正直分からず我々も情報収集している段階。5ページ以降盛り込まれているが、全体説明としては以上である。

（依田秘書課調査官） 予算課長は都合により10時30分に退席しなければならない。総論は予算課長に対応していただくが、概算要求、既存要求、刷新会議の関係でフリートキングしていただく。

（柴山書記長） この度の意見交換についても労使間の基本方針に基づき対応したい。なお、8月末に1回目の概算要求が出されたが、その後説明がなかった。8月28日に意見交換した際に、当方から概算要求の説明を含め要望事項を提出したが、状況は理解するが我々としては先送りされた感がある。今回の概算要求の部分については、厳しい精査の下に、農水省としての予算

を省議決定したことから、しっかり確保して欲しい。ただ課題の中には、不透明な部分があるので、その点は意見交換をさせていただきたい。今、予算課長から説明があったように、今回新たな政権が誕生し、その方針に基づき、担当の皆さんが相当苦勞された結果として、しっかり受け止めていきたい。とりわけ、マニフェスト関連は目玉なので、既存の部分を圧縮せざるを得ないという事情については理解したい。各論は石原部長の方から申し上げるが、私の方からの要望として、今後行政刷新会議により「仕分け」作業が行うとされているが、事務・事業の遂行に支障を来さないよう予算の確保に努力していただきたい。

（石原調査交渉部長）公共事業では、15%の対前年比減ということで一律なのか、事業別なのか。非公共も、2,171億円が内数だと厳しい。

（柄澤予算課長）公共事業については、後程農村振興局の方から説明してもらおうとして、2,171億円の話については、お手元の資料の後ろから2ページ、戸別所得補償事業に関するモデル対策事業のページがある。その2の（3）に3つの事業を廃止するとあるが、21年度予算ベースで、産地確立交付金が1,400億円ぐらい、水田等有効活用促進交付金が400億円ぐらい、この2つで1,800億円ぐらい。需要即応型水田農業確立推進事業は補正予算なので、これで1,800億円ぐらいの削減となっている。他にも施設費など横断的に削減しているので、特定分野に2,100億円がしわ寄せされて激減しているというわけではない。

（石原調査交渉部長）分かった。民主党の考え方、1,900億円オーバーしているが、その切り分けは行わないという理解でいいか。

（柄澤予算課長）マニフェスト関連予算であり、大臣も本来5,600億円突き出しであるものを、1,900億円の突き出しに圧縮して努力しているわけだから、この部分は削減しないとの方針で臨みたいが、行政刷新会議などからは農林水産予算として全体を飲み込むべきだとの話もあることは事実。

（依田秘書課調査官）以上総論についてはよろしいか。

それでは、予算課長ありがとうございました。各論については、官房の参事官と農村振興局総務課長から説明いただく。

（山口官房参事官）では、戸別所得補償制度について説明する。ただいま予

算課長が説明したページの1ページ前に戻り、戸別所得補償制度に関するモデル対策についてである。表題の1、2、10、17の番号については、その一つ前の一覧表になっている主要事項の該当番号になっている。それぞれには、予算費目として分かれているのをまとめてモデル対策としている。マニフェスト関連事業として、農業としては戸別所得補償事業を導入するとなっている。工程表では23年度からの導入ということで、その円滑な実施のため、22年度の予算については、モデル事業と調査事業を行うということになっている。結果としては、全国規模でモデル事業を実施することが必要という判断で、水田に着目した米の戸別所得補償モデル事業と、水田利活用自給力向上事業を実施することとしている。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を拡充する。

1番の事業内容については、米の「生産目標数量」に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払により実施する。生産を抑制する取組みに協力する農家、従来であれば、生産調整に協力する農家ということだが、民主党の政策では、生産調整は行わないということなので、言い方が変わっている。これに対して、所得補償を直接支払により実施する、すなわち、国から農家の口座に直接振り込むという、品目横断、経営所得安定対策と同じ形になると思われる。具体的な交付金額は、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付する。この関係は分かりにくいので図にしてあるが、まずは定額部分の算定が先にくる。生産費調査に基づく経営費であるが、この中には肥料・農薬、機械代、地代、また雇用労働者の賃金、といったものが入っている。これに家族労働費、実際の家族従事者の農業に携わった時間を換算してその8割を加算したものが生産に要する費用で、これと過去数年分の販売価格の間で乖離が生じており、その差額の部分を定額部分として算定した。実際に当年の販売価格が標準的な販売価格よりちょっと下がっているという場合、その定額部分は一定なので、補償対象の米価水準との間に隙間が出るため、その白い部分が交付金として一緒に出る、つまり補てんが出るということ。一方当年の販売価格が、ちょっと従来より上がった場合、定額は一定であるので、米価補償対象の米価水準から突き出る部分があるがそれも一緒に交付をする、という

仕組み。農家の皆さんからは、これまでの米価下落対策では、市場価格の水準に基づく基準価格が年々下がってきているので、所得が補償されないと言われてきたものを、今回は生産コストに基づく一定の算式でもって補償することとしており、農家にとっては安心感のある仕組みとなっている。

2 ページ目に入って、水田利活用自給力向上事業だが、これは、自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付するもの。従来は個々の地域の水田協議会がありそこで自分たちで単価を決めていいということになっていたが、今回は自給力の向上を図るということで、国として戦略作物を位置付け、これらについては全国統一の単価を設定する。面積×単価ということで、農家から見るといくらもらえるか分かりやすくなったということ。※印があるが、二毛作助成があり、米の裏作の麦では、従来は助成はなかったが、自給力向上ということで、今回それを評価して交付するもの。

(2) については、米の生産数量目標に即した生産の如何にかかわらず、すべての生産者に支払うとある。生産調整を達成しないと今までは受け取れなかったが、今回はいわゆる「部分達成」でよく、すべての生産者を助成対象とする。

3 番目は、戸別所得補償制度を導入するための推進事業等ということで、一つは、モデル事業の実施及び23年度から本格導入するために、システム開発・端末の整備、直接支払に要する経費を確保するもの。直接支払になると、国の職員が事務を行うということで、農政局、農政事務所の職員の皆さんに仕事をしていただくわけだが、今までは品目横断では8万件だったのが、100万を超える農家になるということで、相当膨れるので、これについては臨時雇用を大幅に活用して、一定の業務量の中で仕事ができるようにしたいと考えている。入力作業や書類のチェックといった業務についても、臨時雇用の方にやっていただき、職員の方々には監督・指導という形を取る方向である。詳細については制度設計が具体的になってから示していきたい。

現場の確認、農家の個別指導などについては、従来の生産調整事業においては、水田協議会という組織が団体主導でやっていた。このモデル事業につ

いても同じ仕組みで行いたいと思っており、市町村、協議会の構成団体に対して事務委託する経費、これを別途助成することになっている。作付面積の確認もお願いしようと思っている。

統計調査については、後ほど統計管理課長からも説明をお願いしたいが、「なたね」や「そば」といった品目が、マニフェスト上戦略作物として挙がっている。これらの品目の生産費や収量といった新たな統計データをとったり、麦・大豆データについても詳細な調査をする必要があるので経費を要求している。私からは以上。

（依田秘書課調査官） それでは、公共事業についても続けて農村振興局枝元総務課長から説明いただく。

（枝元農村振興局総務課長） 資料はないので、冊子の1ページの数字をご覧くださいながら説明させていただく。公共事業費で15%削減の8,459億円の内訳とか事業に与える影響に御関心あると思うが、当然ながら15%減の中で、一律農業農村整備の中身を削減をしてるわけではなく、老朽化した整備施設の適切な更新、食料自給率向上に向けた農地の排水対策、安全・安心を確保する防災対策に重点を置いて要求している。これらについては、概ね前年比9割くらい、農道とか集落整備を抑え、メリハリをつけた要求をしている。結果として、国営事業は、施設整備の更新・整備は対前年度比で一割くらい減るが、国営事業の進捗や事業所に大きな影響を与えることはない。毎年、事業所の数が増えたり減ったりするが、そういう中で、国営事業について、必要な予算を確保し、人事・処遇等に極力影響を与えないように対応していきたい。

（依田秘書課調査官） それでは、この2テーマについてフリートーキングということにしたい。

（石原調査交渉部長） それでは私から何点か。戸別所得補償については、先ほどの刷新会議の俎上に載せられるということになるのか。それともこの所は仕分けの対象から外れているのか。

（山口官房参事官） 行政刷新会議との関係はまだよく分かっていない。最初事務局は全事業ヒアリングみたいなことをいっていたが、その後作業が下りてきたという話はない。

(石原調査交渉部長) まあ、目玉の政策だから、予算を削られたら何をやっているのかということになる。それと、このモデル事業なり関連事業の関係だが、今年度と来年度のスケジュールはどのように考えているのか。特に来年度は経営所得安定対策とかぶってくる。経営所得安定対策の方は年度の初めは忙しい。このモデル事業はそういう所とどのように関連してくるのか。あわせて、関係者への説明が重要となってくるが、それは、22年度からではなく今年度中に一定程度しっかりとやるということになると思うが、その辺のところはどのように考えているのか。

(山口官房参事官) まず、来年度からモデル事業については、おそらく今までの生産調整の対策と類似した形での事業展開となると思っている。米の生産数量目標については通常11月中くらいに国が数量を定め、その後、各県、市町村に配分されるというのが従来のパターン。来年度のモデル事業についても基本的には同じような形でのスケジュールで行くのではないかと考えている。今までは農政局、農政事務所の生産調整関係部局に関係があったところで、それ以外は、都道府県、市町村、協議会で動いてもらっている。その関係はそんなに大きく変わらないと思っている。

変わるのとは何かというと、一番目の米の戸別所得補償の加入等の事務である。国が直接支払を行うという関係上、国の方に参加不参加の申込みをやらしてもらわなければならない。そういう点では、品目横断の加入申請のような事務をやらしてもらうことになると思っている。それが4月以降に始まるので、今年度中にそのための準備なり、研修なりをやっていかなければならないと思っている。一方で、現場での説明をやっていかなければならない。これについては、この前の地方農政局長等会議で、大臣から円滑な実施のため各地域で努力をお願いしたいという話があり、現在農政局の方で、本省にある推進本部と似たような形で地方ごとに推進体制の構築に取り組んでいると聞いている。そういった体制を、農政局、農政事務所の部や課を横断的に作ってもらい、そこが窓口になって、地方、現場との連絡役をやらしてもらい。あと、地方からの意見を本省に上げてもらうといったことをまずやらしてもらい。その中で、色々な問題点や業務を進める上でどうしたらいいんだろうかといった点が出てくると思う。そうしたことを我々として判断しながら、職員の皆

さんが仕事をやりやすくするためにはどうしたらいいかということを考えていきたい。

具体的には予算が認められた12月から、色々な情報は地方、現場に降りていくことになると思うし、年明け以降は事業をどうやって推進していくか、もっと詳しいものをお示ししていく。我々が農政局や農政事務所の担当者説明会に出向き、現場の方々に話をしていこうと考えている。

(石原調査交渉部長) 考え方としては、モデル事業といっても本格実施と同じということか。

(山口官房参事官) 米をモデルの対象としていることで、対象農家数や事務の内容は本格実施とかなり近いと思う。制度の中身はモデル事業ではシンプルで簡素なものとなっている。規模拡大加算や環境の要素の加味等については、マニフェストには書いてあるが今回はまだ入れていない。本格実施の際に入れると事業の内容が変わる可能性がある。

(石原調査交渉部長) 地方関係者からは、問い合わせがかなり多いと聞いているので、円滑な実施に向けての予算を確保して、その点十分配慮していただきたい。

(山口官房参事官) 私自身、品目横断の見直しの際に担当課長をしており、実務などややこしいことが多くて、農政事務所の皆さんが説明に苦慮されているのを知っている。当時も農政事務所に出向き職員の皆さんの話も伺っているのので、なるべく簡素で分かりやすいもの、申請書類等は記載欄など少ないもので検討していきたい。

(依田秘書課調査官) 時間の制約もあるので、公共事業についてはいかがか。

(石原調査交渉部長) 説明いただき、事業所への大きな影響はないということなので、極力要求した内容でお願いしたい。

(柴山書記長) 戸別所得補償制度についてだが、前回の経営所得安定対策の際は、現場段階では、申請等手続などが走りながらだったため、担当者だけではなく、生産者、関係団体を含めて苦労した。今回は新たな取組みであるものの、くれぐれもスムーズにやってほしい。なお、統計調査の関係では「なたね」「そば」の生産費を行うとのことだが、当面重要なのは米の生産費だと思う。この間、統計調査の対象が、大規模にシフトしているのではないかと

思っている。今回の戸別所得補償政策では経営規模にかかわらず販売農家全てが事業の対象になっている。例えば米の生産費の調査の対象階層を大きく変えることを考えているのか、モデル事業としながらもその点はどうなのか。暦年調査となっていることから、来年1月から標本を大きく変えるのかそこから辺を教えてください。

（今井統計部管理課長）民主党のマニフェストに沿ってやるとなると、最初は色々な土地利用型作物から、野菜、果樹、畜産、漁業、森林整備といったものに順次取り組んでいくこととなろうが、どのような統計データを、どういう精度で必要とするかは、今後それらの制度設計をするに当たり、検討される課題だと思っている。まず来年度何をやるかについては、データが全くない「なたね」、「そば」の生産費といったものを優先していく必要がある。米については、本格実施の制度設計が考えられる中で、こういったデータがどの程度の精度で必要か検討していく必要がある。

（依田秘書課調査官）では、これで予算ラウンドは終了ということで。次に組織・定員要求について意見交換したい。当局のメンバーは入れ替わり、右手に高橋文書課長、左手に岡田地方課長、奥に今井統計部管理課長、こちらが総合食料局梶島総務課長である。

（高橋文書課長）お手元に定員要求総括表がある。10月15日に総務省に出し直した定員要求の全体像である。来年の4月春までに、省全体の既定の定員合理化で、非現業部門では1,120人減。このうち食糧・統計部門の地方農政局は938人減。このほかに現業部門国有林で88人減ということで要求している。新規要求は、動物検疫所、植物検疫所等を中心に138人要求している。1,120人から938人を引いた182人は年末までに本省、地方のどこかで受け入れを調整するという。まん中あたりの農政局のところ、来年の10月を目途に考えている機構改革の関係では、米トレーサビリティ等の流通監視業務のために1,100人程度の増、これは8月31日と同じ、戸別所得補償制度の実施に必要な統計データの整備として150人の増、また、以上に対応した業務のスリム化として、米の売買管理業務の700人程度の減、その他地域センターの集約化や農作物検査の縮減で550人程度の減を見込んでいる。

1 ページめくり、今度は組織改正のところ。主要事項は8月末時点と大きく変わっていない。一つ目は、地域センターにするということで戸別所得補償制度を実施するために局と現場の距離を短くし、窓口業務・統計業務の連携強化を図るため65のセンターとそれに付随する38の駐在所を設置するということが必要だと現政権において整理が行われている。それから、二つ目の米トレーサビリティーの安全対策の関係。従来一緒にやっていた米の売買と流通を引き離すというのは8月末と同じ考え方。2枚目は本省の組織再編で総合食料局を、資源産業局へ再編することと官房に技術・環境政策部を持ってくること。この主たる政策的理由としては、農山漁村の6次産業化を推進し、マニフェスト実施のためという整理にしている。4番目は国民から信頼を得られる業務実施の確保のため、農林水産行政監察・評価本部を大臣直属の組織として設置するもの。これは8月末時点と同じ。最後に国有林野事業、森林国営保険の関係は、8月末時点では独法化を前提に予定していたが、これはそういう方針ではなく、22年度は現行21年度と同様の組織・定員を要求している。

（依田秘書課調査官）後は御関心に即して意見交換をお願いします。

（柴山書記長）8月に意見交換した際に、その前段に農水省改革の基本方針ということで8月25日にとりまとめ、機構改革でいえば3月にやっている部分を整理されたと思うが、今回、組織・定員要求でいえば、農水省改革で検討されてきた機構改革に沿ったものという受け止め方という考えでよいか。

（高橋文書課長）よい。

（柴山書記長）組織と人ということであれば、戸別所得補償制度という新たな制度が展開されると同時にボリュームが大きい。先般大臣と接見した際に、同席された副大臣からも「新しい仕事にチャレンジして欲しい。また、今後の農政展開のためには地方のところに厚みが必要」という発言があった。今回の組織・定員要求は、今後、農政を推進する上で、十分対応できるという受け止め方でいいか。

（高橋文書課長）新しい要素として、8月に入ってなかった戸別所得補償制度が入っていて、統計の方は、そばやなたねの調査があって、23年度の本格実施に備えるために22年度から手当てしないと間に合わないということ

で対応している。他方で、戸別所得補償制度のモデル事業は、現有勢力の中で、米という重たいものをやるわけだが、今でも生産調整に携わっている現場の方がいるので、担当部局からは、現場も22年度は現有でなんとか対応できるのではと聞いているが、23年度は色々議論しなければならないと思っている。

（柴山書記長）私たちも、一連の事態を踏まえ、国民の信頼を得るためにも事務事業をしっかりとやらなければならないと考えている。私からは総論として新たな政策に伴う事務・事業と組織を固めていただくことをお願いしたい。

（石原調査交渉部長）それでは私から何点かお願いしたい。本省の組織関係、8月の要求を基本としてプラスされたのが戸別所得補償制度と6次産業関係だと思う。それらを踏まえて、このA3の組織改正の図ができていますが、8月末と変更してる点については、カバーできるという考え方でよいか。スタート時、前回の意見交換の際も、移行スケジュールは年度初めでなく年度途中ということで、その辺のスケジュールはどうか。

（高橋文書課長）それも同じで、来年10月と考えている。

（石原調査交渉部長）それと前回の説明だと、食の安全の視点から所掌事務を監視・調整する体制は全局に入るということで、ここの所はどうか。

（高橋文書課長）そこは継続している。担当係だったり専門官だったりするが生産局と林野庁と水産庁は振替だが原課に専門官なり補佐を置く。経営局と農村振興局は、比較的安全との関係が薄いので総務課に食品担当という係を特定するというので、どの係、課が、食品安全の窓口かということを確認化することになっている。

（石原調査交渉部長）それに関連して、技術会議が今回廃止となり、大臣官房の技術・環境政策部になるとされている。官房に入るという背景と内容、根拠といった説明をお願いします。

（高橋文書課長）2つあり、一つは、今の体制で試験研究をきちっとやってきて高い評価も得てきているということについては、異論は全くない。今回も筑波の試験研究機関になんら再編があるわけではなく、基本方針を決めたり連絡調整をする技術会議の見直しをするもの。技術会議は昭和31年にできているが、これ以来内部部局で見直されていないのは技術会議だけとなって

いる。2つ目は、農水省の場合、官房に司令塔機能があり、国際交渉、食料
安保、環境政策も官房から原局へ戦略的に指示している。そういう意味では、
新しい政権の6次産業化やバイオマス等技術政策が一層重要になるのであれ
ば技術開発政策も司令塔機能は官房に持ってきて、それによって、行政と筑
波の研究所を官房を経由してつなぐという機能の強化となる。各内局と同じ
並びでの技術会議事務局では、機能が十分発揮できないというのが理由。

（石原調査交渉部長）マニフェストには6次産業化も入っている。それにも
相当関連するということと考えていいか。

（高橋文書課長）6次産業化というのは幅広い概念だと思うが、当然バイオ
エネルギーとか米を使った色々な健康食品とかの基礎は技術開発だと考える。

（石原調査交渉部長）筑波事務所はどうなるのか。

（高橋文書課長）官房の技術・環境政策部の下に置くが、組織自体の見直し
はない。

（石原調査交渉部長）農林水産行政監察・評価本部の機関、この位置付け、
根拠というのを示してほしい。

（高橋文書課長）定員は60人前後で考えているが、仕事は主に3つあると
思っている。一つ目は監察ということだが、これまで食の安全、そういう業
務を一定の業務マニュアルに沿ってやっているかということ、事故米にしても
米麦の調査にしてもできてなかった。そうした業務の実行チェック業務であ
り、これは新しいものになる。二つ目は、従来から情報評価課がやっている
政策評価、経理課がやっている会計監査。大きな三つ目としては、政策プロ
セスの確立ということ、国民目線で政策発信をしたり、政策プロセスに国民
のニーズを吸い上げているかということ各原局で実行してるかというプロ
セスのチェックを考えている。

（石原調査交渉部長）諮問機関というのは。

（高橋文書課長）これは今のところは、本部長は内部の職員を充てて、なん
らかの形で外部有識者の意見を聴く場を設けたい。組織を設けるといより
意見を聴く場を考えたい。

（石原調査交渉部長）定員要求の中で、138人の新規要求の考え方につい
て聞きたい。

(高橋文書課長) 来年は羽田空港の拡張に伴い発着が増える見込みであり、植物防疫官など植物防疫所に19人、家畜防疫官など動物防疫所に20人要求している。その他は、本省・地方からの要望を受けて、食品の加工流通、食料安全保障の関係等、諸々の要求を積み上げた形になっている。

(石原調査交渉部長) それから、本省が変われば当然地方農政局も変わることになるが、本省の再編に伴う農政局、北海道農政事務所組織の再編の考え方、新規要求の内容について伺いたい。

(岡田地方課長) 地方農政局の下にある地方農政事務所等を廃止し地域センターを設ける。また、本局の組織としては食糧部を廃止し、食糧部の担っていた生産関係、消費安全の業務をそれぞれ担当の部に振り分けて仕事をする。それから6次産業の話がでていますが、それらの事業支援の担当について、新規要求をしている。

(石原調査交渉部長) 北海道は同じと考えていいか。

(岡田地方課長) 北海道も同じ。食糧部自体を廃止し、消費安全と農政担当の部所にまとめている。

(石原調査交渉部長) 食糧部廃止に伴って関係する部や課の再編があるという理解でいいか。

(岡田地方課長) そういう理解でいい。

(石原調査交渉部長) 特に北海道農政事務所は、業務量的にも今の事務所より拡充強化になるのか。その辺の背景は。

(岡田地方課長) 業務量に基づいて、農政局も含めて定員を再配分しなければならない。北海道については、定員配置を現在より増やすという整理をしている。

(石原調査交渉部長) 当然、地域センターを取りまとめる業務が考えられる、そういうことからしても現行の定員よりも拡充するということか。それとも現行定員の中でやっていくのか。

(岡田地方課長) 申し上げたとおり、本局以下の組織自体が変わり、局が地域センターを直接指導・監督していく。本局の消費安全部が地域センターの消費安全の業務を指揮するといった整理をして要求している。それから、全体を通して仕事の内容も変わっていくので、それに応じた定員配置も農政局

間で見直しをしていく。

（石原調査交渉部長）何を聞きたいかというところ、戸別所得補償とかが入ってくるわけで、それらの業務を円滑に推進するために、地方農政局、北海道農政事務所の定員拡充が必要となるが、どのように対処するのか。

（岡田地方課長）全体の定員は先程も文書課長が言ったとおり、削減予定をこなした上で定員を再配分する。また、本局に引き上げる売買管理業務については、本局に定員が必要となる。一方で、地域センターに拠点数を集約化することで、組織としての定員配置を効率的に行うことができる。

（石原調査交渉部長）その中で、戸別所得補償制度の業務は具体的にどこがやるのか。

（岡田地方課長）戸別所得補償制度の実施は、制度設計と密接に関わると思う。現在検討中で、今の段階では言えない。

（石原調査交渉部長）それと駐在所を今回設置するというところで、数が決まっているが、地域センターと、局とそれぞれの関係について聞きたい。

（岡田地方課長）駐在は、組織ではないが、地方農政局の場所、地域センターの場所から見てアクセスが困難であり、業務としては往復の時間をかけていては非効率であるという所に人を置き、駐在してもらう。各地域センターの職員を駐在するというところで、業務についてはそれぞれの消費・安全グループなり農政推進部といったグループの総括責任者から業務の指揮命令を受けることになる。

（石原調査交渉部長）それと食糧業務は局に持ってくるということだが、現場の指導については、県段階ではなく、局の段階で指導すると考えるが、どういった指導体制となるのか。

（岡田地方課長）売買管理業務で誰が業務を指導するというのか。

（石原調査交渉部長）しかり。

（岡田地方課長）それは本局が当然やること。

（石原調査交渉部長）簡単に考えると相当なボリュームだと思うが。

（梶島総合食料局総務課長）指導というのが誰に対する指導なのかよく分からない。指導をやる業務がそもそもない。つまり、今やっているのは国が直接買い付けて売り渡している。自分を自分で指導するのはおかしな話で、質

問の趣旨が理解できない。

(石原調査交渉部長) 流通業者等への指導はないのか。

(梶島総合食料局総務課長) 我々が買付けを行うに当たって、必要な業務をやってもらっているわけで、必要なスペックであるかどうかを自ら見極めていく。検査は民間でやっている。基本的には契約書に基づいてやっているの、契約書に基づいた指導という理解でいいのか。

(石原調査交渉部長) 食糧業務について、局として関係機関を指導する業務はないということか。

(梶島総合食料局総務課長) いずれにしても、国が直接やっている売買業務について簡素化する流れの中で、民間に業務を委託するという方向で考えている。したがって、民間との契約が目標であり、必要に応じてのチェックがあると思う。必要な人材について、局段階で、その業務だけやるかは別として、配置を考えているが、今までのような事務所の出先での業務というのは必要なくなる。

(石原調査交渉部長) それから地域センター65と駐在所38の考え方についてはどうか。

(岡田地方課長) まず地域センターについては、県庁所在地など大消費地に迅速にアクセスできるという視点を一番重視している。その他農政サービスの円滑な提供という視点を含めて場所を設定した。駐在は、地域センター、本局そのものの直轄箇所から物理的にアクセスの悪いところで、往復に時間がかかることが想定される地域に駐在を置くという整理をした。

(石原調査交渉部長) 例えば、1県1センターというところもあるのか。

(岡田地方課長) ある。

(石原調査交渉部長) そういう場合は、今の考え方で業務に支障はないのか。遂行できるのか。

(岡田地方課長) 基本的には交通網等のアクセスの状況で、業務が円滑にできるかということが前提。もしそれが難しいのであれば、1県の中でも駐在を置くといった検討を行っている。

(石原調査交渉部長) 執行上困難な場合38の見直しもあり得るのか。

(岡田地方課長) 現段階では考えてない。

(石原調査交渉部長) アクセスについては車で2時間か。

(岡田地方課長) 概ね2時間。時間数の問題もあるが、どうしてもという部分は1泊をつけた出張ということで対応してもらおうということも考えている。

(石原調査交渉部長) センターと駐在所のイメージ、どんなイメージなのか。

(岡田地方課長) センターは、基本的にグループ制、スタッフ化することで検討している。グループというのは、消費・安全グループと農政推進グループの2つのグループに分け、それぞれのグループにはそれぞれ指揮、監督する職員を配置する、経営安定対策なり統計調査といったそれぞれの業務の大きな区分に対応した官職名のスタッフ職を設けていこうと要求している。それから、駐在は、組織ではないので、それぞれのグループを監督・指揮する者から、指示を受けて業務を実施することを検討をしている。

(石原調査交渉部長) そうすると、級別定数は現行の級別定数の視点からいくと対応可能か。

(岡田地方課長) 従来から組織に見合う級別定数の要求を行っている。

(石原調査交渉部長) 仮に10月に設置されて、級別定数が確保できなくて異動になってしまったということのないようにしないと。

(岡田地方課長) 組織の中の年齢構成等も配慮して、人事院に要求している。

(石原調査交渉部長) 局には地域課があるが、局管内の地域センターの位置付けを伺いたい。

(岡田地方課長) 局が設置されている地域には、地域センターを設置せず、本局が直接現場業務を担うこととしている。例えば統計に関しては、実際に業務を行う「室」を設けることとしており、経営所得安定対策は経営担当の部で対応してもらおうこととしている。また、消費・安全の業務も同様であり、基本的にはその担当部局が行うことを考えている。

(石原調査交渉部長) 65と38について経過措置はないのか。いきなり来年の10月に65と38になるという理解でいいか。

(岡田地方課長) そのとおり。

(石原調査交渉部長) その時の庁舎のスペースは確保できるのか。

(岡田地方課長) 当然、地域センターなり駐在の人数を確定させた上で、現在の庁舎のキャパシティをよく整理させて、既存の庁舎をどう統廃合させて

いくつか、来年の10月に向けて整理をしていく。

(石原調査交渉部長) 当然これから具体的仕事に併せて定員が調整されていくわけだが、現行の定員と実務は変わるが、どのような定員の状況が想定されるのか。

(岡田地方課長) 当然、米トレサが加わるので業務の内容が変わってくる。それに応じた定員の配置となるので、各県毎の定員の配置が変わるということで御理解いただきたい。

(石原調査交渉部長) 統計データの整備に必要な人員とあるが、この150人程度の根拠について伺いたい。

(今井統計部管理課長) 「そば」とか「なたね」といった品目については、新たに生産費調査をする対象となるので、それに応じて一人で何戸調査できるかといったことを計算し積算した。

(石原調査交渉部長) その場合、スリム化される他部門の業務は具体的に何か。

(今井統計部管理課長) 今後、組織全体の中で精査していく。

(柴山書記長) 本省内の組織再編で、農林水産技術会議については、6次産業化を含めて、マネジメントを統一したいとの説明である。私は、昭和31年に設置されて以降、農林水産研究機関におけるマネジメント能力が十分発揮され、その結果、現行の試験研究機関の評価が高まっていることから、現行の組織体制が良いのではないかというのが私見である。新たな政策に基づくマネジメント機能の強化ということだが、明確に、これから益々農林水産政策に重要な役割をしっかりと担っていくということをラインを通じて説明していただければ、携わっている職員のモチベーションが上がってくるのではと思う。

行政監察の関係で、業務監査については、点検、検査、検証することは大事だが、かえって監査業務を強化すると、現場で業務に携わる職員が委縮してしまっているのではないかと懸念があるので十分注意していただきたい。

組織・定員で言えば、石原部長が何回も質問していたのは、局と地域センター・駐在所となる中で、人の配置がどうなるのかということである。例えば北海道の場合、いくつかのセンターと駐在を残すことになると思うが、その

場合、センター自体が今まで2つ3つの地域課とか統計センターを一つの地域センターにした時に、単純に1+1+1で3つになるのではなく、ウェイトは北海道農政事務所本所に高まってくる、そこに要員が集中するというとか。

(岡田地方課長) 北海道農政事務所の定員について言われているが、センターごとの統計職員については非常に少なくなり、そうなると仕事の量もどこかに集中的になる等のアンバランスが生じたり、人が出払って事務所は誰もいなくなってしまうこともあるということは、現実問題として直面しているわけで、人間を集めていくのが地域センターの発想。限られた人員の中で業務をやっていただく、職員がお互い切磋琢磨しあっていただく組織としている。北海道農政事務所への人の吸い上げでなく、地域センターにしっかりまとまりを作っていく、組織としてセンター長の位置付けをしっかりと業務を進めていただく。

(柴山書記長) 拠点数を3分の1にするということだが、当然、消費地や生産地を考慮することになると考えるが、移動時間や距離といったような配置にあたっての明確な基準はあるのか。

(岡田地方課長) 駐在については、2時間程度と言ったが、センターについても中核都市以上の人口へ概ね1時間でアクセスできるといったところに地域センターを持っていきたい。

(柴山書記長) 懸念されるのは、今まで身近にあった地域課や統計・情報センターが集約されることによって、行政サービスが十分展開出来るかである。なお、今まで府県単位機関で集計・公表していた資料はどの段階で担うことになるのか。

(岡田地方課長) 個別業務としては、地域センターは分掌機関となるので、県との話は当然地域センターで行うことになる。日常的な窓口は、複数の地域センターを都道府県が相手をする事は、都道府県としては不便になることもある。したがって、県庁所在地にある地域センターが一定程度の役割を担う方が仕事としてはやり易いのではないかと考える。そこは、個別業務ごとに判断していきたい。

(石原調査交渉部長) 繰り返しになるが、地域センターの位置付けが非常に

重要だと思う。先ほど戸別所得補償の予算でも話があったが、対象農家が100万、臨時雇用も活用して入力作業を行うといった考え方だが、大変膨大な作業量になる。全体の中で、戸別所得補償制度に関する業務を誰が担うのか、今経営安定対策をしている者が併せてやることはできないと思う。ならば生産調整を担当している者がやるのか、非常に人的な配置をするのも大変だと思うし、初年度つまづく大きな批判を受ける。政策の遂行のためには地方の組織、農家にすれば、対応する箇所が減るということは行政サービス低下に繋がる。役割としては、問題ないように地域センターを設置することだが、対象となるサービスの受け手からすると非難を受けることにもなる。それがまた政策の途中の10月にやることになって、慎重に考えていないと混乱を招き、農水省の組織非難にもつながりかねない。

(岡田地方課長) 制度設計と執行体制の話は十分詰まっていないので、これから詰めていく。問題意識はおっしゃるとおり持っていて、モデル事業をまず執行していく、それを見て本格的に制度を移管した場合どうかということを考えないといけない。今のところはモデル事業の執行体制をどうするかというのを明確にしてないので、問題意識は持ちながら円滑にやっていく。

(柴山書記長) 改めて申し上げるが、身近な窓口となる機関が集約されるとなれば、受益者の皆さんに負担がかかることも考えられるため、政策展開の中で不都合のないよう進めていただきたい。

(岡田地方課長) 業務が円滑に進むようにしていきたい。

(柴山書記長) 先日私どもの方でも、本省、地方のそれぞれの職場の代表に集まってもらったが、本省ではこの間、予算編成業務等で大変だったと聞いている。皆さんが苦勞してまとめ上げたものをしっかり実行できるよう願っている。大臣表敬の時にも言ったが、しっかり予算を確保していただき、事務事業を現場段階で行うことができるよう引き続きよろしく願っている。

(今城秘書課長) 問題意識は理解した。

(依田秘書課調査官) それでは第2回労使間意見交換会を終了する。

(以 上)